

資料 1

長野県 TPP 農業分野等対策本部設置要綱の一部改正について

1 改正理由

TPP11、日EU・EPA交渉の合意をうけて、本部の名称、条文及び幹事会の構成の改正を行う。

2 改正内容

(1) 名称 現 行) 長野県 TPP 農業分野等対策本部
改正案) 長野県 TPP 等農業分野等対策本部

(2) 第1 設置

現 行) TPP協定交渉の大筋合意を踏まえ、・・・長野県 TPP 農業分野等対策本部（以下、対策本部）を設置する。

改正案) TPP協定及び日EU経済連携協定等の動向を踏まえ、・・・長野県 TPP 等農業分野等対策本部（以下、対策本部）を設置する。

(3) 幹事会の構成

産業労働部の産業政策課長に代わり産業戦略室長を加えるとともに、林務部に新たに県産材利用推進室長を加える。

長野県T P P等農業分野等対策本部設置要綱

第1 設 置

T P P協定及び日EU経済連携協定等の動向を踏まえ、今後、想定される本県農業等への影響を把握するとともに、本県農業の将来にわたる持続的な発展に向け、農業経営への影響対策など必要かつ緊急な総合対策を推進するため、長野県T P P等農業分野等対策本部（以下、「対策本部」）を設置する。

第2 任 務

- 1 交渉結果情報の収集と本県農業等経済への影響把握
- 2 農業関係団体、農業者、消費者等との意見交換
- 3 国の対策への施策要望と本県における施策の検討
- 4 その他必要な事項

第3 構 成

- 1 対策本部は、知事を本部長とし、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 2 必要に応じ、本部構成者を追加することができる。

第4 会 議

- 1 対策本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 2 会議に必要に応じ関係職員の出席を求めることができる。

第5 幹事会

- 1 対策本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、農政部長を幹事長とし、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 必要に応じ、幹事会構成者を追加することができる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事会に必要に応じ専門チームを置く。

第6 事務局

対策本部の事務局は、農政部農業政策課に置く。

第7 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関する事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

この要綱は、平成30年2月 日から施行する。

別表1 対策本部の構成

本 部 長	知事
本 部 員	両副知事 企画振興部長 産業労働部長 観光部長 農政部長 林務部長

別表2 幹事会の構成

幹 事 長	農政部長
幹 事	(企画振興部) 総合政策課長 (産業労働部) <u>産業戦略室長</u> (観 光 部) 山岳高原観光課長 (農 政 部) 農業政策課長 農産物マーケティング室長 農業技術課長 園芸畜産課長 農地整備課長 農村振興課長 (林 務 部) 森林政策課長 <u>県産材利用推進室長</u>